## 平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No        | 22         | 府省庁名 国土交通省   |
|-----------|------------|--|
| 対象        | 税目         | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )  |
| 要望<br>項目名 |            | 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の特例措置の延長  |
|           | 内容<br>(要)  | ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)<br>個人が、所有期間が5年を超える居住用財産を譲渡した場合において譲渡損失が発生したときは、一定の要件下で、当該譲渡資産に係る住宅ローン残高から譲渡価額を控除した額を限度として、その年の他の所得との損益<br>算及び翌年以後3年以内の各年分の総所得金額等からの繰越控除を認める。   |
|           |            | ・特例措置の内容<br>本特例の適用期限(平成 25 年 12 月 31 日)の 2 年間延長  |
| 関係        | 条文         | 地方税法第32条第2項、同法第313条第2項、租税特別措置法第41条の5の2<br>地方税法附則第4条の2、同法施行令附則第4条の2、同法施行規則附則第2条の2<br>租税特別措置法第41条の5の2、租税特別措置法施行令第26条の7の2、<br>租税特別措置法施行規則第18条の26  |
|           |            |  |
|           | 収<br>2額    | [初年度] — (▲304) [平年度] — (▲235)<br>[改正増減収額] (単位:百万円)   |
| 見         |            |  |
| 見         | <b>込</b> 額 | [改正増減収額] (単位:百万円) (1) 政策目的 住宅を売却して賃貸住宅等に住み替える必要のある者が、住宅ローンを返済しきれないことを理由に住替えを 念することのないようにするため、持家の買換えを行うか否かにかかわらず、譲渡損失の繰越控除を認めること  |
| 見         | <b>込</b> 額 | [改正増減収額] (単位:百万円)  (1) 政策目的 住宅を売却して賃貸住宅等に住み替える必要のある者が、住宅ローンを返済しきれないことを理由に住替えを 念することのないようにするため、持家の買換えを行うか否かにかかわらず、譲渡損失の繰越控除を認めること より、ライフステージ等に応じた円滑な住替えを支援する。   |
| 見         | <b>込</b> 額 | [改正増減収額] (単位:百万円)  (1) 政策目的 住宅を売却して賃貸住宅等に住み替える必要のある者が、住宅ローンを返済しきれないことを理由に住替えを 念することのないようにするため、持家の買換えを行うか否かにかかわらず、譲渡損失の繰越控除を認めること より、ライフステージ等に応じた円滑な住替えを支援する。  (2) 施策の必要性 良質な住宅ストックの形成を図るとともに、ライフスタイル、ライフステージに応じた住まいを選択できる環 を整備することは、住宅政策上重要な課題である。住宅ローンが残る居住用財産を売却し、譲渡の対価をローン 返済に充てた上で、住替えを余儀なくされる者(リストラや事業の失敗により所得が減った者等)の住替えを支 |
| 見近要       | <b>込</b> 額 | [改正増減収額] (単位:百万円)  (1) 政策目的 住宅を売却して賃貸住宅等に住み替える必要のある者が、住宅ローンを返済しきれないことを理由に住替えを 念することのないようにするため、持家の買換えを行うか否かにかかわらず、譲渡損失の繰越控除を認めること より、ライフステージ等に応じた円滑な住替えを支援する。  (2) 施策の必要性 良質な住宅ストックの形成を図るとともに、ライフスタイル、ライフステージに応じた住まいを選択できる環 を整備することは、住宅政策上重要な課題である。住宅ローンが残る居住用財産を売却し、譲渡の対価をローン 返済に充てた上で、住替えを余儀なくされる者(リストラや事業の失敗により所得が減った者等)の住替えを支 |

|             |  | <ul> <li>〇 住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定、平成23年3月15日閣議決定(全部変更))では、「国民が無理のない負担で居住ニーズに応じた住宅を確保することを促進する」ことが位置づけられている。</li> <li>〇 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)では、「質の高い多様な住宅ストックの形成を図るため、・・・、居住面の環境整備を促進する」、「住み替えの円滑化等の支援」が位置づけられている。</li> </ul> |
|-------------|--|--|
| 合理性         | 政策体系における政策目的の位置付け                            | (政策評価体系における位置づけ) 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及 び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な 住宅ストックの形成を図る 業績指標 1 最低居住面積水準未満率 2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率   |
|             | 政策の<br>達成目標                                  | 住生活基本計画(平成 18 年 9 月 19 日閣議決定、平成 23 年 3 月 15 日閣議決定(全部変更))において、以下のとおり定められている。 ・最低居住面積水準未満率 4.3%(平成 20 年)→早期に解消 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 40%(平成 20 年)→50%(平成 27 年) 大都市圏: 35%(平成 20 年)→50%(平成 32 年)                              |
|             | 税負担軽減措<br>置等の適用又<br>は延長期間<br>同上の期間中<br>の達成目標 | 2年間 政策の達成目標に同じ   |
|             | 政策目標の達成状況                                    | 平成 20 年度における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は、40%である。  |
|             | 要望の措置の<br>適用見込み                              | 1,128 件(平成 22 年と 23 年の平均より)  |
| 有<br>効<br>性 | 要望の措置の<br>効果見込み<br>(手段としての<br>有効性)           | 住替えにあたっては、含み損を抱える世帯は譲渡損失が発生することがその障害となっている。本特例は損益通算と繰越控除により4年間にわたって税負担を軽減し、住替えを余儀なくされる者の居住水準の急激な低下を緩和することにより、ライフステージに応じた円滑な住替えを支援する手段として有効である。   |
|             |  | ページ 22-2   |

|   | 当該要望項目<br>以外の税制上<br>支援措置                          | 本件と同様の要望(連動)<所得税>(租税特別措置法第41条の5の2) の  |
|---|---|---|
| 相当性                                     | 予算上の措置<br>の要求内容<br>及び金額                           | 等<br>—  |
|   | 上記の予算<br>の措置等と<br>要望項目と<br>関係                     | _   |
|   | 要望の措置の<br>妥当性                                     | 住替える国民一人一人が個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに<br>設けるよりも、確定申告の際に減税の手続も併せて行い税の減免を受けられる仕組みとする方が、<br>国民及び行政双方の手続負担の軽減や公平な支援の実現の観点から優れている。     |
| 税負担軽減措置等の<br>適用実績                       |   | 1,339件(平成22年)<br>917件(平成23年)  |
| 税<br>の<br>す                             | 地方税における<br>負担軽減措置等<br>適用状況等に関<br>る報告書」に<br>ける適用実績 |   |
| 税負担軽減措置等の適<br>用による効果(手段と<br>しての有効性)     |   |   |
| 前回達成                                    | 要望時の<br>目標  | 住生活基本計画において、以下のとおり定められている。  ・最低居住面積水準未満率 4.3%(平成20年)→早期に解消  ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 40%(平成20年)→50%(平成27年) 大都市圏:35%(平成20年)→50%(平成32年) |
| 前回要望時からの<br>達成度及び目標に<br>達していない場合の理<br>由 |   | 厳しい経済状況の影響により、目標達成に向けて更なる努力が必要であるものの、住生活基本計画<br>に基づき、引き続き居住水準の向上を目指す。   |
| これ                                      | までの要望経緯   | 平成 16 年度 創設<br>平成 19 年度 延長<br>平成 22 年度 延長<br>平成 24 年度 延長  |
|   | ~-:   | 22—3  |